第１　特別弔慰金の支給対象

特別弔慰金の支給対象は、援護法による弔慰金の受給権を取得した者（以下「弔慰金受給権者」といいます。）となります。また、基準日において、弔慰金受給権者が死亡等の失格事由に該当するときは、「１　特別弔慰金支給順位表」の順番による最先順位の転給遺族となります。

１ 特別弔慰金支給順位表

<table>
<tr><th>順位</th><th colspan="2">対　象　者</th><th>支　給　要　件</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">弔慰金受給権者
（弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。）
弔慰金の支給順位についてはP22の表参照</td><td>弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。
１．戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと
２．弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと</td></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="11">転給遺族</td><td>子</td><td>戦没者等の死亡当時の胎児を含む</td></tr>
<tr><td>3</td><td>父母</td><td rowspan="4">次の要件をすべて満たす必要があります。
１．戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること
２．基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く）
３．基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと（戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>孫</td></tr>
<tr><td>5</td><td>祖父母</td></tr>
<tr><td>6</td><td>兄弟姉妹</td></tr>
<tr><td>7</td><td>父母</td><td rowspan="4">３～６順位に必要な要件を満たしていない者</td></tr>
<tr><td>8</td><td>孫</td></tr>
<tr><td>9</td><td>祖父母</td></tr>
<tr><td>10</td><td>兄弟姉妹</td></tr>
<tr><td>11</td><td>上記以外の三親等内親族</td><td>戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者</td></tr>
<tr><td>12</td><td>上記以外の三親等内親族</td><td>戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者</td></tr>
</table>

【注意事項】

- 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
- 養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。〈援護法第 35 条第 1 項〉

○ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

○ 上記以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限る）

2 三親等内親族表

特別弔慰金の支給対象者について、図示すれば以下のとおりです。

三 親 等 内 親 族 表

は第11順位又は第12順位の転給遺族となる三親等内親族です。

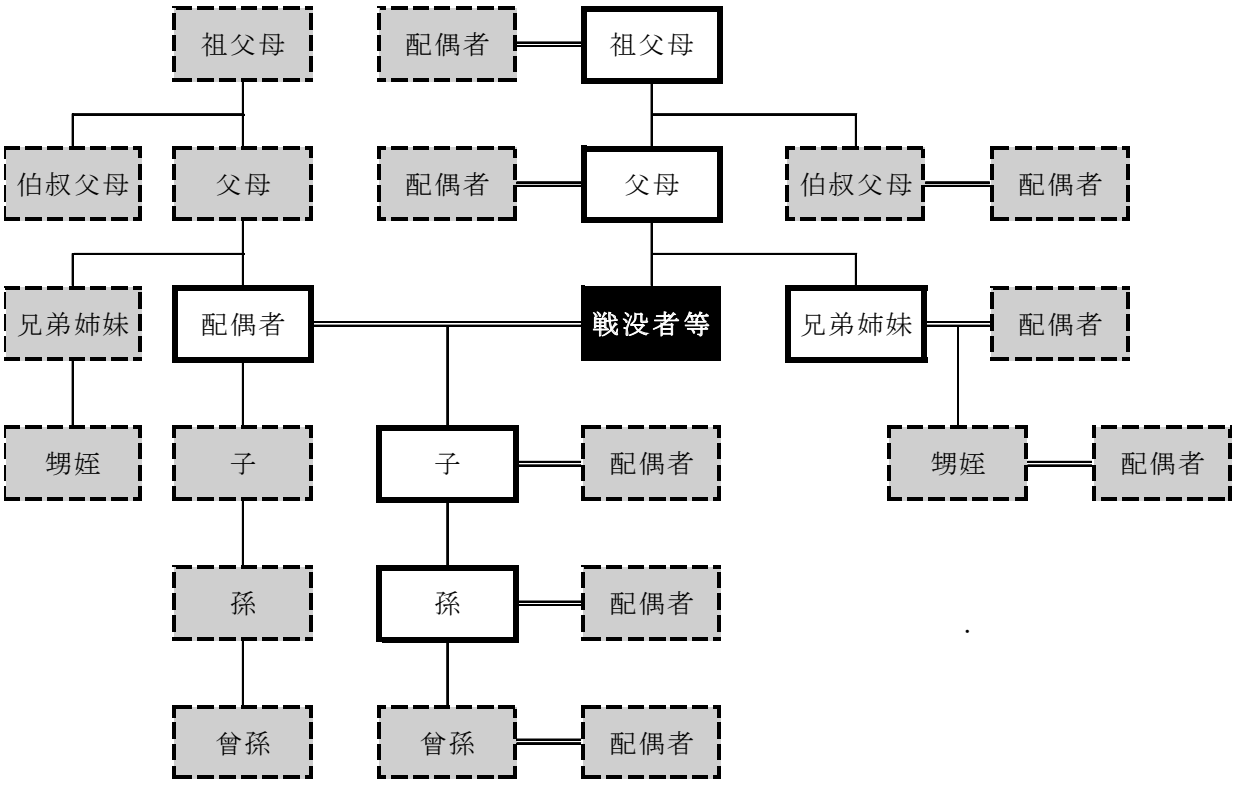

※ 子については P40～42 を参照